

業務委託契約書

- 1 業 務 名 令和8年度ユニバーサルツーリズム FAM ツアー手配等業務
- 2 履 行 場 所 広島県
- 3 履 行 期 間 契約締結日から令和9年3月20日まで
- 4 委託料上限額 金 円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）
うち、
仕様書3(2)のモニターツアー参加者に支払う経費は金 円の範囲内、
仕様書3(3)のFAM ツアー招請者に支払う経費は金 円の範囲内で、
領収書等の証拠書類に基づき実費精算するものとする。
- 5 特 約 事 項
 - (1) 約款第4条及び第45条第6項の記述は適用しない。
 - (2) 発注者は、受注者の請求により必要があると認めるときは、委託料の一部を概算払することができる。
 - (3) 受注者は、委託料の概算払を請求しようとするときは、委託料概算払請求書を発注者に提出するものとする。
 - (4) 受注者は、前項の規定により概算払を受けたときは、発注者が委託料の額を確定した後、委託料概算払精算書を発注者に提出する。
 - (5) 受注者は、委託料概算払精算書に基づき、差引過不足額を、発注者の指示により精算する。
 - (6) 前項に定める過払額について、受注者が、発注者の定める返還期限までに返納しないときは、受注者は発注者に対して、返還期限の翌日から返納する日までの期間に応じ、返還金額につき年3.0パーセント（支払遅延防止法の率がこの率と異なる場合は、支払遅延防止法の率）の割合で算定した金額を利息として発注者に支払うものとする。

上記の業務について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、仕様書及び約款の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書を作成し、電子システムでの双方の確認をもって、契約締結とする。

令和8年 月 日

発注者 広島市中区紙屋町一丁目1番20号 いよぎん広島ビル6階
一般社団法人広島県観光連盟
会長 佐々木 茂喜

受注者